

訓令番号	訓 令 名	所 管 名	公 布 年 月 日
訓令第6号	さいたま市事務専決規程の一部を改正する訓令	総 務 課	令和3年5月28日

さいたま市訓令第6号

さいたま市事務専決規程の一部を改正する訓令

さいたま市事務専決規程（平成15年さいたま市訓令第8号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後					改正前				
別表第3（第3条関係） 個別専決事項					別表第3（第3条関係） 個別専決事項				
[略]					[略]				
保健福祉局					保健福祉局				
保健部					保健部				
課所名	専決事項	課長	部長	局長 副市長	課所名	専決事項	課長	部長	局長 副市長
[略]					[略]				
食肉衛生検査所	1～25 [略] 26 食品衛生法第59条の規定による廃棄又は必要な措置を命令すること。 (食肉中央卸売市場内に限る。) 27～32 [略]	○			食肉衛生検査所	1～25 [略] 26 食品衛生法第54条の規定による廃棄又は必要な措置を命令すること。 (食肉中央卸売市場内に限る。) 27～32 [略]	○		
[略]					[略]				
[略] 備考 [略]					[略] 備考 [略]				

附 則

この訓令は、令和3年6月1日から施行する。